

監査又は保証業務における担当者のクライアントとの長期関与に係る
倫理規程の一部変更案

(原題 : Proposed Changes to Certain Provisions of the Code Addressing the Long
Association of Personnel with an Audit or Assurance Client)

【公表日 : 2014 年 8 月 14 日 / コメント期限 : 2014 年 11 月 12 日】

1 . 改正概要

4 つの領域に係る改訂を提案している。

全般的規定の強化

クーリング・オフ期間の増加

クーリング・オフ期間に実施できる活動の制限強化

統治責任者の了解の確保

全般的規定の強化

長期関与から生ずる可能性のある阻害要因に関する、以下のような追加ガイダンスの提供

- 独立性に関してなれ合い及び自己利益の阻害要因が、担当者の公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得ることを認識すること。
- 監査クライアント及びその環境を理解することは、監査の品質に対する基盤となることを認識すること。
- なれ合い及び自己利益の阻害要因が、どのように生じ得るかをそれぞれ説明すること。
- 潜在的な阻害要因の重要性を評価する際に、当該者又は監査クライアントに関連する、個々に又は複合的に考慮すべき事項を追加すること。
- 2 つ以上の事項の組合せが、生じる阻害要因の重要性を増減させる可能性があることを認識すること。

例えば、なれ合いの阻害要因が、監査クライアントの経営者との関係に関連する場合、監査における当該者の役割を変更することを検討することについての追加的なセーフガードの提供

監査チームの当該者のローテーションが必要なセーフガードであると会計事務所等が決定する場合、会計事務所等が、当該者が監査業務に関与してはならない、又は監査業務の結果に直接影響を与えてはならない適切な期間を定めることを要求事項として設定すること。

クーリング・オフ期間の増加

クーリング・オフ期間：5年を提案する。

適用対象規模：社会的影響度の高い事業体（PIE）

適用対象者：業務執行社員（Engagement partner 以下 EP と呼ぶ）

The engagement partner is the individual in the firm who is responsible for the engagement and its performance and who has most influence on the outcome of the audit.（日本：筆頭業務執行社員に相当。）

補足：7年間の関与のうち、一度でも業務執行社員として関与した場合には、5年のクーリング・オフ期間が必要となる。

	監査関与期間	クーリング・オフ期間（監査及び審査業務の禁止）			
	全 PIE 担当の 全 KAP	EP		その他の KAP	
		上場 PIE 担当	非上場 PIE 担当	上場 PIE 担当	非上場 PIE 担当
(a)公開草案	7年	5年	5年	2年	2年
(b)現行	7年	2年 (EPの区分なし。KAPに包含)		2年	2年

（注）PIE (Public Interest Entity)：社会的影響度の高い事業体（日本：倫理規則上の「大会社等」）

EP (Engagement Partner)：業務執行社員（日本：筆頭業務執行社員に相当。）

KAP (Key Audit Partner)：監査業務の主要な担当社員等（日本：倫理規則も同じ表現）

審査担当社員は、全て KAP と同じ取扱い（日本：EP 又は KAP の扱いに分かれる。）

クーリング・オフ期間に実施できる活動の制限強化

クーリング・オフ期間の間、EP を含む、全 KAP は以下のことをしてはならない。

制限される業務	クーリング・オフ期間	
	最初の2年間 (EP 及びその他の KAP)	次の3年間 (EP のみ)
監査チーム又はクライアントとの協議 (Consultation)	監査の結果に影響するよう な、専門的又は業種固有の 事項、取引又は事象等につ いての協議をしてはならな い(但し、前年度監査に関 して監査チームと行った協 議又は結論に達した作業等 で、残っていたものに関し ては、協議しても良い)。	EP だった者が、引き続き、会計事 務所等内において、専門的又は業界 固有の事項に関して協議すること の主な責任者である場合(新たに なる場合を含む)には、監査チーム又 はクライアントとこのような協議 をすることができる。ただし、監査 中に EP として問題にしなかつた 取引又は事象等に限る。
制限される業務	クーリング・オフ期間 (EP : 5年間 その他の KAP : 2年間)	
一定の責任を負うこと (Be responsible for)	次のような責任を負うことはできない： ・ 監査クライアント ^(注) に対する専門家としてのサービスを統括 し、又はコーディネーションすること ・ 監査クライアント ^(注) と会計事務所等との関係を監督する責任	
一定の役割又は活動の 行使 (Undertake any role or activity)	EP 又は KAP は、次のような結果をもたらすような役割又は活動 (非保証業務の提供を含む)を、監査クライアント ^(注) に対して 行ってはならない： ・ 上級経営者又は統治責任者(日本：倫理規則上の「監査役等」) と、重要な又は頻繁な交流を持つこと ・ 監査の結果に対し直接的に影響を及ぼすこと	

(注)「監査クライアント」は、クーリング・オフ期間の前に、EP 又は KAP として関与したクライアントを指す。従って、これらの制限は、クーリング・オフ期間中にシニアパートナーやマネージングパートナーのように、会計事務所等の経営責任(Leadership role)を担う立場に就任することを禁止するものではない。

統治責任者の了解の確保

統治責任者の了解を得た場合にのみ、会計事務所等の管理能力外の不測の事態により、1年追加で従事できるということを規定するため、290.150 項を改訂する。IESBA は、計画したローテーションが実施できない理由と適用するセーフガードに関する統治責任者との協議の実施を要求することを提案する。

統治責任者の了解を得た場合にのみ、最大2年追加して、パートナーがKAPとして従事し続けてもよいということを規定するために、290.152を改訂する。

2. 適用

2017年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表の監査より適用。

すべてのKAPに適用する活動の範囲に関する新规定は、同じ期日より適用。

【KAPとして従事したパートナーの場合】

12月31日を決算日とした場合の関与期間とクーリング・オフ期間(×はクーリング・オフ期間を示している。)

	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期
EP	5	6	7	×	×	×	×	×
EP	6	7	×	×				
EP	7	×	×					
Other KAPs	5	6	7	×	×			
Other KAPs	6	7	×	×				
Other KAPs	7	×	×					

以 上